

只木ゼミ後期第7問（元判：最判昭和34年2月13日）

XはB森林組合の融資担当の常務理事であった。Xは常日頃より組合資金の管理と他団体への融資を行っていたが、その中に農林漁業資金融通法により造林資金以外の用途には使用できない政府貸付金(3000万円)が含まれていた。そして、当該資金については平成19年1月、組合役員会において、どのように活用するかについての話し合いが執り行われ、平成20年3月に行われる組合改組までは一切手をつけない旨の決議があった。

平成19年3月、XはYからYが経営するC信用金庫に、今すぐ預金すれば1年後には金利が10%つくから、預金してみないかと持ちかけられた。Xは、どうせ1年間利用しない資金であるから、これを預金し金利を自己の物にしようと考え、政府貸付金(3000万円)を全額C信用金庫に預金した。しかしながら、C信用金庫は平成20年1月に経営破綻を起こしたうえ、ペイオフにかかったことで、B森林組合は3000万円のうち1000万円の返金しかうけることが出来なかった。

かかる場合におけるXの罪責を述べよ。なお、刑法のみ検討すること。